

# 利用者のために

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作況調査・花き調査（以下、「本調査」という。）として実施したものであり、花きの栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策、需給調整、流通改善対策等に関する資料を作成することを目的としている。

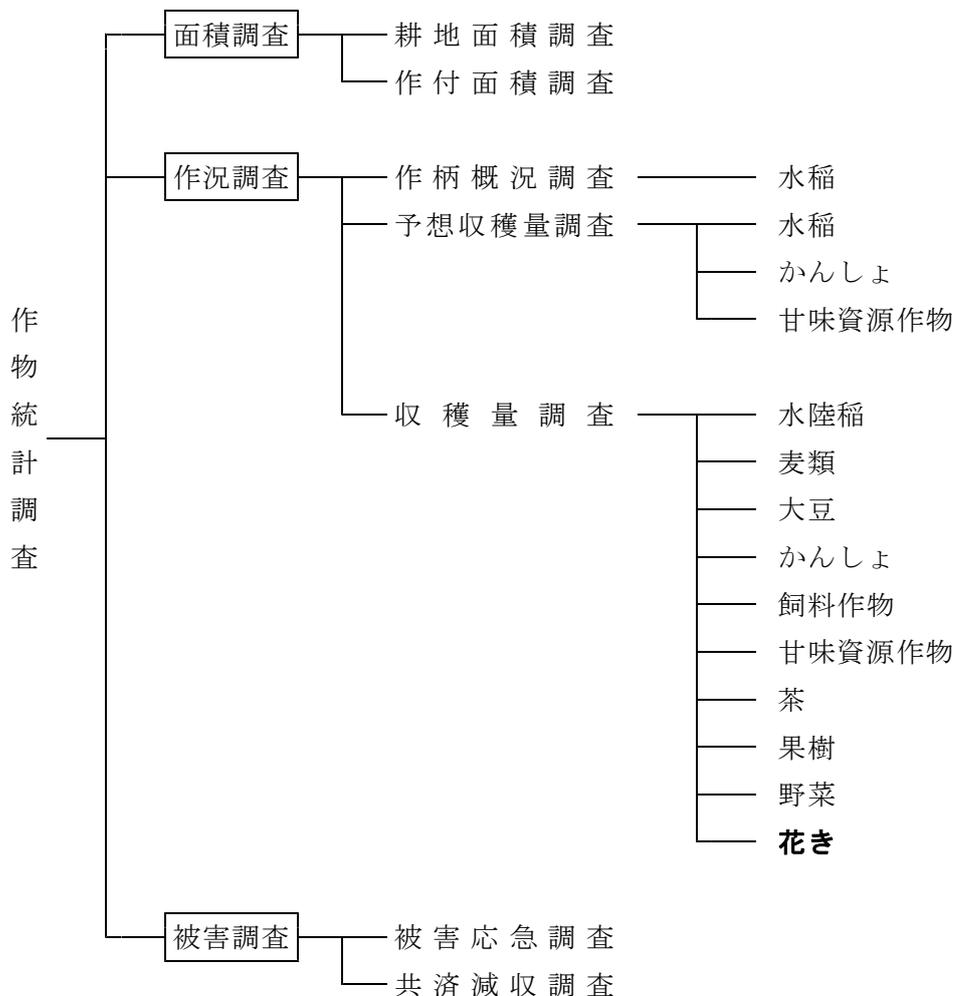
### (2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づき定められた作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）による指定統計調査（指定統計第37号）として実施している。

### (3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

### (4) 調査の体系



(5) 調査の対象等

ア 調査の対象

平成18年産については、調査対象品目ごとに平成16年産の結果から全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査対象県（別表 品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表参照）として、当該都道府県における花きの集出荷を行っている集出荷団体、集出荷業者及び個人出荷農家等を調査対象とした。

イ 調査客体の選定

(ア) 集出荷団体及び集出荷業者

花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体及び集出荷業者とした。

(イ) 個人出荷農家等

花きの年間出荷金額（集出荷団体又は集出荷業者に直接出荷したものを除く。）が2,000万円以上の個人出荷農家等とした。

ウ 調査の規模

イにより選定した調査客体数は、3,315客体であった。

(6) 調査期日

平成18年産の収穫・出荷の終期に当たる平成19年2月末日に調査した。

(7) 調査品目（36品目）

類 別	品 目
切 り 花 類 計	輪ぎく、スプレイぎく、小ぎく、カーネーション、ばら、りんどう、宿根かすみそう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、チューリップ、アルストロメリア、その他球根切り花、切り葉、切り枝（以上17品目）
球 根 類 計	ゆり、チューリップ、グラジオラス、フリージア（以上4品目）
鉢 も の 類 計	シクラメン、プリムラ類、ベゴニア類、シンビジウム、デンドロビウム、ファレノプシス、その他の洋ラン類、サボテン及び多肉植物、観葉植物、花木類（以上10品目）
花壇用苗もの類計	パンジー、サルビア、マリーゴールド、ペチュニア、にちにちそう（以上5品目）

(8) 調査事項

栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量

(9) 調査方法

集出荷団体等に対する往復郵送調査又は調査員による面接調査、職員による関係機関等からの情報収集により取りまとめた。

(10) 全国値の作成

全国値は、本年産の主産県の結果と全国調査年（平成16年産）における全国に占める主産県の割合を基に推計した。

(11) 目標（実績）精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

## 2 用語の説明

### (1) 栽培農家

花きを販売に供する目的で栽培・出荷した農家をいう。

### (2) 施設栽培と露地栽培

ア 施設栽培とは、ガラス室、ビニールハウス等の構造物内で栽培する方法をいい、その中での栽培が生育期間の半分以上のものをいう。

なお、施設栽培としたものは、ガラス室、ビニールハウス等の構造物であって肥培管理のため作業者がその中に入りうる棟高以上のものである。

イ 露地栽培とは、生育期間のほとんどを自然環境下（ビニールトンネル、フレームでの栽培を含む。）で栽培したものをいう。

### (3) 年産区分

原則として年産区分は暦年とした。ただし、出荷期が2年にまたがるものは、出荷期の初めの月が属する年の年産とした。

なお、切り花類の作型別区分の出荷期間は次のとおりとした。

切り花類の品目別作型区分の出荷期間

品目	作型	主たる出荷期間	品目	作型	主たる出荷期間	
		年月 年月			年月 年月	
輪 ぎ く	露地	夏ぎく 平. 18. 4～平. 18. 10	洋 ラ ン 類	施設	平. 18. 1～平. 18. 12	
		秋ぎく 18. 10～ 19. 2	ス タ ー チ ス	施設	18. 1～ 18. 12	
	施設	18. 3～ 18. 7	ガ ー ベ ラ	施設	18. 1～ 18. 12	
ス プ レ イ ぎ く	施設	春夏ぎく 18. 3～ 18. 8	ト ル コ ギ キ ョ ウ	露地	18. 4～ 18. 11	
		早咲秋ぎく 18. 6～ 18. 10		施設	半促成	18. 5～ 18. 7
		秋ぎく・寒ぎく 18. 9～ 19. 2			促成	18. 4～ 18. 7
小 ぎ く	露地	18. 5～ 19. 3				18. 8～ 18. 9
	施設	18. 4～ 19. 3				
カ ー ネ ー シ ョ ン	露地	18. 7～ 18. 11		ゆ り	露地	18. 6～ 18. 11
	施設	無加温 18. 6～ 18. 12 加 温 17. 10～ 18. 6	施設		半促成 18. 4～ 18. 6 促 成 18. 9～ 19. 3	
ば ら	露地	18. 6～ 18. 11	チ ュ ー リ ッ プ	露地	18. 3～ 18. 5	
	施設	18. 1～ 18. 12		施設	無加温 18. 2～ 18. 3 加 温 18. 11～ 19. 1	
り ん ど う	露地	18. 7～ 18. 11	ア ル ス ト ロ メ リ ア	露地	18. 8～ 18. 10	
	施設	18. 5～ 18. 7		施設	17. 11～ 18. 6	
宿根かすみそう	施設	18. 1～ 18. 12				

(4) 作付面積

販売を目的として、花き栽培のために利用していた耕地をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの及び公園などで観賞用に植え付けられていたものの面積は除いた。

なお、施設栽培における作付面積とは、花きの栽培に直接必要な通路などを含めた施設の利用面積であり、施設間の通路等の面積は除いた。また、施設内に2段以上のベッドや棚により鉢もの類を栽培したときは、鉢が占有していたベッドや棚の延べ面積とした。

(5) 収穫面積

球根類及び鉢もの類については、作付面積のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除いた。

(6) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいい、育成中の球根及び苗類は含まない。

(7) 集出荷団体

生産者から花きの販売の委託を受けて花きを出荷した総合農協、専門農協又は有志で組織した任意組合をいう。

ア 総合農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売、営農）を兼営した単協をいう。

イ 専門農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されていた農協をいう。

ウ 農事組合法人

農業協同組合法で定められた農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ったもので農業生産は行わない法人（いわゆる1号法人）をいう。

エ 任意組合

個別生産者によって組織された花きの出荷を行った(7)のア～ウ、(8)及び(9)以外の団体（法人、非法人は問わない。）をいう。

なお、任意組合のうち、名目的な集出荷団体もここに含めた。

(8) 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集めて出荷した産地仲買人、又は産地問屋等をいい、産地集荷市場に上場されたものを買い取って再び他市場に出荷することを主とした業者も含めた。

(9) 個人出荷農家等

個人出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

ア 個人出荷農家

直接卸売市場等へ花きを出荷した農家をいう。

なお、ここでいう農家には、家族経営が法人形態（有限会社等）となっていた1戸1法人の農家を含めた。

イ 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支、決算、利益の配分までを一貫して共同で行ったものをいい、農地法（昭和27年法律第229号（以下、同じ。））上の手続きを経て農地を取得していた農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社を

いう。

なお、ここでいう農事組合法人は、農業協同組合法で定められた農業経営を行った法人（いわゆる2号法人）並びに農業経営とこれに附帯する施設の設置又は農作業の共同化をあわせて行ったものをいう。

#### ウ 会社

農地法上の適用を受けていない土地（既存の工業用地等）で農業経営を営んでいた会社組織をいう。

### 3 利用上の注意

- (1) 本書に掲載した栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量の統計数値は、各表示単位（戸、a、千本（千球、千鉢））に基づき、以下の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7けた以上 (100万)	6 けた (10万)	5 けた ( 万 )	4 けた (1000)	3けた以下 (100)
四捨五入するけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	四捨五入 し ない
例	四捨五入する前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

- (2) 統計表に使用した記号は、以下のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「0」：単位に満たないもの（例0.4ha→0ha）

「x」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

- (3) この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載している。  
【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

- (4) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03（3502）8111 内線 3680

直通：03（6744）2044